

～地域に根ざした「土佐市シルバー家の三年次目」の社会活動に向けて～

平成29年度

## 事業計画書

公益社団法人 土佐市シルバー人材センター

### □基本方針

内閣府がまとめた平成25年における日本の高齢化率(65歳以上)は25.1%で4人に1人という値を示している状況にあります。また、平成29年推計値ではこの高齢化率は28%ほどに達する勢いです。こうした社会現象にあつて、高齢者の生きがいつくりと社会参画活動に取り組むシルバー人材センター事業は、少子高齢化が加速していく今日的な社会情勢の中にあつて、貴重な労働力を提供する新たな指標となった「一般労働者派遣事業」を中心にさらに公益目的にしたがつて、日本経済を支える現役世代から定年等以降の第二の人生を形成していく中心的役割を担っていくことが求められる状況がさらに加速していく現状下にあります。こうした状況は、昨年末に公表された厚生労働省の「シルバー人材センター関連予算—平成29年度予算案等について—」によると、都道府県連合シルバー・拠点シルバーへの補助金で13.4%増という方針にも顕著に表れています。

一方、私たちの土佐市では、本年1月末現在、総人口27,764人(男性13,449人、女性14,315人)、65歳以上が9,744人であり、高齢化率に換算すれば35.01%と国平均を大きく上回る結果となっています。こうした状況と、土佐市シルバー人材センター(以下「センター」という。)が今日的にもつ課題に照らし、土佐市行政は平成28年度から公務への派遣就業を積極的に実施するとともに、新たな高齢者対策事業を樹立して、土佐市に居住する高年齢者の就業機会の確保と社会参画の推進を図っている現状にあります。

こうした状況をふまえ、私たちセンターが果たすべき役割は、会員の増強、さらなる就業機会の確保、社会奉仕活動への積極的な参画などの課題を総員で取り組み、国、県、市の高齢者対策への施策に沿つて、安全・適正かつ的確に歩みを進めていく活動方針の樹立とその実行です。私たちは、昨年の活動方針の基礎に掲げた「従前の請負・委託業務を大切に掘り起こし、地域の住民のみなさんや企業との連携・調和をこれまで以上に進めていくことに加え、新たな派遣という就業形態を、この土佐市内のすべての公共・民間事業所を通じ、高齢者が活躍できる場を確保していくこと」を改めて共通認識として取り組みを進めます。

このため、シルバー事業の基本理念である「自主・自立・共働・共助」の推進を堅持しながら、シルバー人材センター事業の使命である地域社会に密着した臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務にかかる就業の機会を提供すること、ボランティア活動を始めとする様々な社会活動を通じて地域社会へ貢献すること及び地域社会との結びつきを得ることが出来る機会の場の確保・提供に努めることがセンターの重要な役割であるとの認識のうえに立つて「安全・適正就業の推進」と「公益目的事業の推進」をシルバー事業の大きな柱と位置付け、会員の安全就業を推進するとともに、適正な就業機会の提供と地域社会への貢献を促進するため、次の重

点項目、目標、事業計画を掲げ、センター事業を推進してまいります。

#### □重点項目

「土佐市シルバー家～三年次のとりくみ～」として、引き続き、会員と事務局が家族ぐるみであらゆる事業に取り組んでいく組織体制を構築します。

1. 前年度に引き続き、安全で適正な就業体制を推進します
2. 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進を図ります
3. 地域社会に対し、センター事業の普及と啓発を推進します
4. 派遣事業をとおして「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」の促進を図ります
5. 地域の人づくり事業と独自事業の推進を図ります

#### □目標

1. 会員の増強  
本年度会員数の確保目標を230人とします。
2. 就業拡大  
受注件数 1,800件、延べ就業会員数12,000人  
契約金額 53,000千円を目標とします。
3. 派遣事業  
受注件数 10件、延べ就業会員数1,600人日/年  
契約金額 10,000千円をめざします。

#### □事業別の計画

##### I シルバー人材センター事業（公益目的事業）

##### 1 安全・適正就業の推進

会員が安心して就業するために「安全・適正就業」がセンターの最優先課題であり、シルバー事業をさらに発展させるためには、本課題の推進が重要不可欠です。このため、次の事項に取り組んでまいります。

##### (1) 安全・適正就業の強化

- ① 前年度までの活動の不十分さを反省し、本年度は適正就業委員会を中心に巡回パトロール活動の推進と夏場のパトロールへの重点配備強化を図ります。また、県連合との共同パトロールも行って会員への指導と強化に努めます。
- ② これまでの実施した安全講習会を定期的を開催すること、テキスト、ビデオ活用による目でみる安全勉強会の実施、会員相互の事例研修報告会など創意工夫による内容とすることや、作業機具を使った安全実習講習の開催を行ってまいります。
- ③ また、後段に掲げる会員自らの健康増進を促して個人・法人ともに「健

康体制」を強化します。さらに就業前後の安全と就業中の安全確保のため、交通安全講習会、救急救命訓練等の開催にも取り組んでいきます。

## (2) 適正な受託と就業の推進

従前の就業形態には不適正な就業とみなされることもありましたが、これまでの精査も加わって、適正な体制が整いつつあります。センターでは引き続き、労働局、県連合等の指導にしたがい、適正な事業推進を図ってまいります。

- ① 請負、受託、派遣など適正な就業形態を精査する自主点検及び改善体制を引き続き堅持して適正な就業体制を確立します。
- ② 請負又は委任に相応しない就業は、有料職業紹介事業やシルバー派遣事業への切り替えを積極的に推進します。

## (3) 意識啓発活動の実施

- ① 安全・適正就業管理委員会の充実と強化による適時適正運営を図るとともに、全会員に対する委員会の役割を周知します。
- ② 安全就業ハンドブックを配布するなどし、全会員の意識の向上をめざします。
- ③ 新たになったセンター会報をさらに充実させ、必要情報を随時会員に周知させるなど、適時適切な指導體制を整えてまいります。

## (4) 会員の健康管理

- ① センターを組織する会員の健康管理は重要な要件ですから、健康診断受診の奨励を積極的に行います。
- ② また、健康管理冊子等を配布し、会員自身の自己管理を促します。

## 2 シルバー事業の基盤を拡大する取り組み

シルバー事業の基本である基盤拡大事業、この部門に対する国庫補助金は廃止となりましたが、高齢者の生きがいと社会参加の促進と福祉の向上を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与するため、引き続き、高齢者の就業機会の開拓、女性の就業拡大、会員拡大推進に取り組めます。

### (1) 就業機会の開拓推進

契約額の目標達成のため、これまでの受託先の掘り起こしやアプローチを行って継続した就業機会の確保に努めるとともに、新たな就業機会の開拓をめざします。

### (2) 女性の就業拡大推進

派遣形態による就業関係の多くに女性会員を希望される場合が多いことや、細やかなサービスの必要性から、さらに女性会員の増加対策に努め、

女性会員数40パーセント達成をめざします。

### (3) 会員拡大推進

冒頭に掲げたように土佐市人口は28,000人を割り込む状況であり引き続き人口減少が続く中で、少子高齢化が進む状況にあり、事業目的の「高齢者の生きがいづくりと社会参画」は最も重要な課題であることから、さらに多くのみなさんの入会を促進し、ともに、多様な就業機会の確保を行って就業機会の提供に努めます。

- ① 入会説明会は、第1、第3木曜日(午後2時開催)に定期的開催し、さらに入会日を毎月1日と15日の2回に位置づけたことで会員数200人体制を確保することができました。引き続き、こうした細やかな人材確保体制を堅持して会員の拡大に努めます。
- ② 会員のあらゆる就業の機会を通じて広報活動を強め、入会の促進を図ります。
- ③ 土佐市ふれあいフェスタや山の手ふれあいフェスタへの参加、シルバー事業普及啓発事業の実施など、各種イベントなどの諸行事にも積極的に参加しPR活動に取り組みます。
- ④ 広報活動もシルバー事業の基本に立ち返り、紙上広報活動は土佐市広報誌「土佐」掲載のみとし、その他は会員と事務局が連携・協力して取り組みます。

### (4) 講習会の推進

高齢者に就業上必要な技能及び知識を付与することにより、その能力や希望を生かした就業機会等を実現し、高齢者の多様なニーズに取り組みます。一般の高齢者を対象に就職・就業の促進を図るシニアワークプログラム地域事業や高齢者活躍育成事業について、高知県連合会と共同して開催して行きます。

- ① 新規事業となる「高齢者スキルアップ・就職促進事業」では、年齢に関わりなく生涯現役で働くことのできる社会実現という課題に向けて、センターもこの事業参加を積極的に行う中で、新たな会員獲得につなげていきます。
- ② 独自に取り組んできた庭木剪定、文旦剪定技能講習会などを引き続き継続開催するほか、高齢者活躍人材育成事業を活用し、全会員に伐採、刈り払い技術を確保し、労働安全衛生法規定に準拠した「適正事業所」づくりを展開します。
- ③ また、派遣事業を円滑に進めていくために必要な技術・接遇などの研修会や講習会も積極的に開催します。

### (5) 就業相談、支援

高齢者ニーズ(雇用、就業、ボランティア活動等)に関する相談、情報提供を行うことにより、高齢者の能力や希望を生かした就業等の社会参加活動を実現します。

① 未就業者を含む就業相談会の開催については、従前のおり、毎月第1火曜日午後2時より引き続いて開催していきます。

(6) ボランティア活動の充実と社会奉仕活動への参加

センターでは、これまで長きにわたってボランティア活動を重視して取り組んできましたが、その経験を生かした取り組みを進めます。

① 全国の仲間みなさんと連携したシルバー事業普及啓発活動を推進するため、土佐市の公共施設とその周辺環境美化のため、清掃作業等、環境整備に取り組めます。

② 会員やその家族の自家の農産物生産、販売の促進を行って、物づくりの豊かさを広く伝えてまいります。

### 3 普及啓発活動の推進

事業を地域に広く浸透させるためPR活動を積極的に推進すると共に会員の増強及び情報の提供を図るため次の事項に取り組めます。

(1) PR活動の推進

① 理事会と事務局で機能強化推進員チームを編成し、専従職員とともに就業開拓活動を推進します。

② 行政広報誌への掲載及び各種イベントに参加する中でシルバーセンター事業、高齢者派遣事業等のPR活動を行ってまいります。

③ 前記のボランティア活動を通じ、シルバー事業のPR活動を推進します。

(2) 会員への情報提供の推進

① 事務局に設置した会員向け情報掲示板をさらに有効化させるとともに、会報「シルバーとさ」の記事内容を充実し、情報提供の推進を図ります。

② さまざまな会合を通じ、就業に要する会員情報の共有を推進します。

(3) インターネットを媒体とした宣伝活動の推進

① 当センターホームページは、インターネット利用の最大の宣伝媒体であることから、その内容の充実を進め、事業拡大の基盤づくりとします。

② 公益法人指導監査等で指摘のあった情報の公開及び開示に努め、適正な事業所・事務執行体制に努めます。

### 4 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業の促進

平成27年度から新設された「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業（以下「サポート事業」という。）については、過去2年度間の実績により就業延べ人数は一定数を見込める基盤が出来上がっています。また、この事業実施に必要な派遣元責任者も複数人を置いた体制となっています。本年度は、こうした基盤・体制をもとに、前年度に引き続き民間事業所での契約を掘り起こして、さらなる事業の進捗を図ってまいります。

- ① 派遣就業で年間の就業延人員1,501人日以上を目指します。
- ② 専門職員を配置し、サポート事業導入の本旨に沿った形で貴重な労働力である団塊世代の受け皿としての準備を積極的に進めます。
- ③ 子育て支援、家事支援等の就業を確保するとともに、今日的な課題である女性の社会進出を果たすため、当センターにおいても女性会員の就業機会の確保と拡大に努めます。

## 5 地域人づくり事業の推進

- ① 会議室を開放した「ほっとる一む円(つぶら)」の利用促進を図り、地域の子育てママや子ども達が「ほっと」出来る遊び場の提供を促進していきます。
- ② 県連合受託事業等を活用した研修・講習により、地域組織での相互支援を目的とした活動を行って、高齢化地域を側面的に支えていきます。

## 6 独自事業の展開

平成22年度から取り組んでいる廃棄物の減量化、焼却に伴う地球温暖化の抑制を目的とした「樹木剪定枝葉チップ・リサイクル事業」については、事務局が主導性を発揮し、引き続き事業の推進と雇用の維持を図っていきます。

- ① 事業継続に不可欠な材料(樹木・枝葉原材料)の安定供給について、会員相互の協力体制を構築するとともに、再生品の製造・生産に関する後継者の育成に努めます。
- ② 再生品である土壌改良剤(とさエコグリーン)は、大型店舗(リッチ、みのり館等)での販売を引き続き堅持し、さらに篤農家に対する大型需要にも対応出来る生産体制を育てていきます。
- ③ 賃借する農地では、過去の農産物生産を考慮して「自分たちで作る農産品」づくりと供給を図って、シルバー事業の普及啓発に役立てていきます。

## 7 その他

### (1) 県連合会事業への参加

公社)高知県シルバー人材センター連合会(以下「県連合」という。)が行う下記事業に参加します。

- ① シルバー派遣事業を県連合とともに積極的に促進します。
- ② 県連合が主催・共催する技能研修、役職員研修等に積極的に参加します。
- ③ また、普及啓発活動、安全・適正就業の推進事業にも同様に取り組みます。

(2) 全国・四国組織への積極的参加

全国シルバー人材センター事業協会、四国ブロックシルバー人材センター協議会の開催行事への参加をはたします。

## II 法人管理

### 1 諸会議の開催

- ① センターの最高決議機関である定時総会(年1回)の開催に加え、理事会は年6回開催を基準に必要なに応じて開催し、事業の進捗等に対する理事の役割を強めていきます。
- ② 理事会に役割を付した組織理事班、就業対策理事班、独自事業理事班を設け、事務局と連携して細部の課題克服に努める課題については、本年度をこの取り組みの第1期と位置づけて実施し、理事会機能の強化を図ることとします。
- ③ そのほか、役員会(三役)・事務局会議を定例的に開催し、諸問題の早期解決、課題への具体の取り組みなど、センター機能の強化と向上に努めます。

### 2 センター事務局の組織強化と機能等の充実

- ① センター事務局職員の賃金については、他センターとの比較においても大きく下回っている状況にあり、改善が必要となっています。この処遇改善を引き続き実施するとともに、他の労働条件にも配慮して雇用の安定化を図り、勤労意欲を高め、センター職員としての自覚を含めた質の高い指導力を追求していきます。
- ② また、センター事務局職員には、各事業に必要な知識を習得させるために先進事例をもつ他センターへの積極的な視察・研修を実施するとともに、現保有資格の維持継続、新規資格等を取得させて、センター職員としてのさらなる資質向上に努めます。
- ③ 事務局職員間では、事業情報の共有を基本に取り組み、関係法令に基づいた適正な事務処理に加え、理事会・総会を含めた制度に基づく事案の立案基礎の研修を行って、基本的な事務処理能力を高めます。